

# 久米島喜久村家所蔵の紅型幕について

\* 渡名喜 明

(\*となきあきら 県立博物館学芸員)

## はじめに

久米島仲里村に「乾隆二十二年」（一七五七年）の銘が入った紅型幕が現存することを知つたのは、昭和五十一年三月、県立博物館の宮城篤正学芸員を通じてである。氏は県の文化財保護審議会専門委員として、久米島の美術工芸調査をしていた際、同行の県教育庁文化課上江洲敏夫専門員とともにこの幕を発見したのである。

工芸一般についていえることではあるが、紅型の場合にも作品に製作年代や製作者の銘が入ることはないといって過言ではなく、そのため現存する作品と文献の記述を結びつけた研究は遅々として進んでいない。いいかえれば、製作年代が確定できる作品が見つかれば、その作品を基準として現存する作品の比較が可能になり、さらに文献の記述を検証することができるのである。

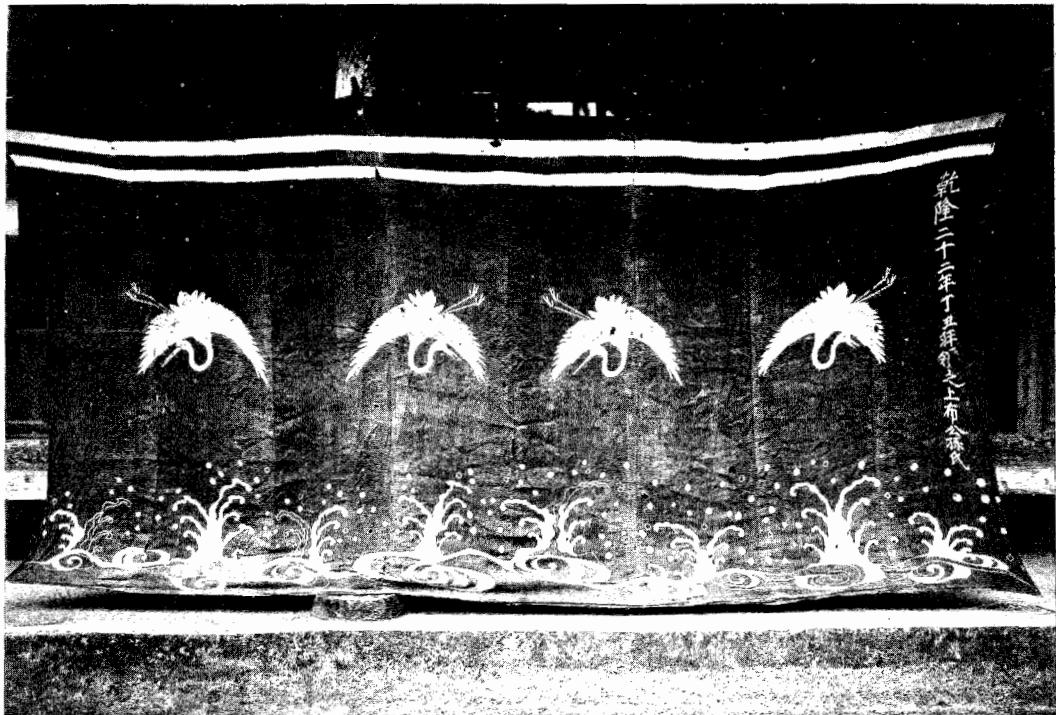
その意味で、この幕のことがたえず気にはなりながらも調査の機会をつかめず、ようやく今年二月になつて、第一回移動博物館が久米島で開催された時に渡島し、喜久村家を訪れて問題の幕を見ることができた。喜久村家の当主は喜久村翠輝氏である。住所は仲里村字宇根五番地で、

地元では仲里村の旧家として、また巨大な蘇鉄がある家として久米島の観光コースにも入っている。

## 幕のこと

幕は二張あり、いずれも上段に二本の「ノシ」（忍斗）、中段に四羽の鶴、そして下段に波頭が配されている。そして二張とも右端に縦書で「乾隆二十二年丁丑拌領之上布公孫氏」と明記されている（写真①）。幕の生地は目の荒い苧布で、現存する他の紅型幕と地質は変わらない。絹糸、緯糸ともに手つむぎになつていて、

寸法は二張とも同じで、幅370cm、高さ190cmで、一枚の布幅は46cm前後、これの八幅である。保存状況を見ると一張は退色、虫食いとともに少ないが、他の一張は退色が進んでおり、虫食いによる穴も随所に見られる。染色はいずれの幕も鶴が型染め、波は筒描きになつていて、地は藍染めである。鶴は外側の二羽が外向き、内側の二羽は内向きで、その下に高低の波が交互に配されている。鶴の大きさは、幅が35cm前後、高さは



1. 紅型幕（喜久村梨輝氏蔵）

50 cm前後になつてゐる。「ノシ」（慰斗）の幅は、上が6 cm、下が4.5 cmになつており、またしぶきを加えた波頭の高さは52 cmが最高になつてゐる。鶴を見ると同一方向を向いた二羽同志が口を開くか、閉じるかして、同一の型紙を使つたかとも思われるが、細部には若干の違いが見られる。これが糊置き、または色差しの過程でできたものかどうかが判然としない。

筒描きによる波頭には、下絵の墨の線がはつきり残つてゐる。興味深いのは、藍の濃淡と生地の白によつて波頭としぶきを染め分けていることである。地は藍染めによる紺地であるが、波頭としぶきの一部は、地色より浅い水色になつてゐる。これは最初の地染めのときに全体を水色に染め、その後に波頭としぶきの一部を糊伏せして防染し、地染めを繰り返した結果できあがつたものである。このように地染めの途中から模様の一部を糊伏せし、その部分を水色、または浅地とすることを「水色バナドゥイ」あるいは「浅地バナドゥイ」と呼ぶ（注一）。この技法は藍型の作品に見られるものであるが、筒描きの幕に施された事例はきわめて珍しい。大きな作品に「水色バナドゥイ」をつくるのは面倒だからである。この幕と同家蔵のもう一点の幕（後述、写真③）以外に筆者は、この技法が施された紅型幕を見たことがない。

鶴の染色には藍蠟、または藍系統の顔料と朱および墨が用いられてゐるよう目に見える。保存のよい方の幕の場合、右向きの鶴の胴は朱、首が水色になつていて、左向きの鶴は逆に胴が水色、首は朱で染められてゐる。朱系統の色は、同一の朱を濃淡で染め分けたと見られる。右向きの鶴の胴体の羽の隈どりは、朱に墨を混ぜた色だと思われる。

そうすると、この幕の大さっぱな染めの工程はつぎの通りと見られる。まず、型紙を用いて鶴の模様を型置きし、筒で「ノシ」（慰斗）の縁を引き、波頭、しぶきを描く。つぎに「ノシ」と波頭、しぶきの一部を白揚げにするために糊をかぶせる。それから鶴に色を差し、隈どりまでしてから、防染のため鶴全体に糊伏せする。そして最初の地染めのときは全体を水色に染め、その後波頭としぶきの一部を糊伏せして地染めを繰り返し絹地とする。最後に糊を洗い落とす。要するにこの幕の染めの工程は、基本的には現行の紅型のそれと全く違わない。

### 「上布」拌領のいきさつ

「乾隆二十二年丁丑拌領之上布公孫氏」の銘は、幕の生地が中国年号「乾隆二十二年」すなわち、尚穆王六年（一七五七年）に王府から拌領した「上布」であることを意味する。「公孫氏」は喜久村家の「氏姓」である。この銘で見る限りは、この幕がいつ染められたか不明であるが、「公孫氏家譜」と喜久村家に伝わる「片目地頭代繫聯肖像画」の贊から、この幕は、乾隆二十四年（一七五九年）に染められたと推察できる。そこで、まず同家の家譜によつて、この「上布」拌領のいきさつを見ることにする。

乾隆二十二年の時点における喜久村家は、四世繫賢、五世繫卿、六世繫聰の時代である。繫賢は康熙二十四年（一六八五年）の生まれで、このとき七十三才、五世繫卿が七十二才、六世繫聰は四十五才である。四世繫賢と五世繫卿の出世は五ヶ月の差がないが、これは両者が母親を

異にしているためで、しかもどういう事情からか繫卿は兄繫賢の後を嗣いで六世になつてゐる。

この年の五年前、すなわち一七五一年に尚敬王の跡を襲うて尚穆が即位、一七五四年には中国に進貢するとともに冊封を請うた。これに応えて清皇帝は、一七五六（乾隆二十一年）、冊封使全魁、副使周煌を遣わした。冊封使の一行は六月十五日久米島に到着し、仲里間切真謝港に停泊した。ところが、

於二十四日晚間、颶風大作、封舟難以維住、於夜之寅時、繩索扯断、擗壞真謝黒礁、兩冊使即捧詔勅弊帛、登岸、自文武員弁以及兵丁梢役、亦皆上岸無恙、七月初一日、王、以封舟之壞、一面、命法司紫金大夫等官、往姑米山、督率諸事、併具礼物、請冊使安。

（『球陽』卷十五）

すなわち二十四日の晩つむじ風が起こり、ともづなが切れて船は座礁、破損した。冊封使兩人は詔勅、幣帛を捧げて登岸し、隨員も全員が無事上陸した。七月一日、王は封舟が損壊したことから使者を久米島に派遣し、諸事を処理させ、あわせて冊封使の御氣嫌をうかがつたのである。冊封使およびその隨員が全員無事上陸した次第を『公孫氏家譜』は、

次のように記している。

冊封天使宝船、風因不順、在真謝泊、候風之時、

不擬驟遇大風、衝礁打破、我等驚慌、急令百姓雖、出小舟、無奈、風波甚大、不能進行、於是火速、撰熟水性者、棄命侵波、万死、

生、使游登于宝船、幸賴

聖主之洪福、遂登宝船、而自宝船以繩壹條、引下、而纏於岸、且引

下其伝間載、 天使兩位、併介伴稍等而、要登岸、然因其伝間沉

水、專揪彼繩稍、為往還、幸救

天使兩位併諸人、登岸、一命不損、且卸下 勅書賞物及私貨物等項、

少無遺失、即請 天使、安插駢樓、諸務無碍各弁公用（以下略）

宝船（冊封使の船）が座礁、打破したので我等は驚き慌て、百姓たちを使つて急拋小舟を出させたが、如何せん、風波が荒く進行することができない。そこで急ぎ泳ぎの達者な者を選び、命を棄てて荒波の中を泳がせ、万死に一生、舟に遊び登らせようとした。幸い王様の洪福によつて宝船に登り、船から一条の繩を引下ろし、岸に繫いだ。それから船から「伝間」（伝馬船）を引き下ろし、天使兩人ならびに隨行員を載せて岸に登らんとした。ところがこの伝馬船が浸水したので、もつぱらさきの繩を頼りに往還し、幸いにも天使兩人ならびにその他の人々を登岸させ、一命も損わなかつた。しかも勅書、賞物および私貨物等も少しの遺失もなかつた。天使を藏元に案内し、諸務を無事果した。

このとき六世絜聰は仲里間切の地頭代、実の父四世絜賢は夫地頭を勤めていた。この事件における両者の働きについて、家譜の記述は全く同一の文章になつてゐる。しかし、絜聰には事後談がある。両天使は王府の使者に命じて広堅な家を撰択させた。勅書、賞物などを奉置するためである。使者は絜聰の家を選定したので、両使は彼の家にこれらを奉置することにした。このときから絜聰は、午後六時になると百姓達に、こ

とゞとく火を消すことを命じ、夜を尽くし、心を尽くし、力を尽くして看守した。冊封使兩人は遊観の途次絜聰の家に立ち寄り、勅書、賞物を謹守すべきことを伝え、絜聰は叩首してこれを受け、宴を設けて両者をもてなした。

後日絜聰は藏元に呼ばれ、正使全魁から「福」の字一枚と扇子二把、副使周煌から「牡丹の絵」一幅を賞賜された。「福」の字は扁額を作らせ、家に掛けて、永く家宝とするある。

この「副」の字と扁額および「牡丹の絵」は喜久村家に現存している。「牡丹の絵」は孫憶筆の花鳥画で、昭和五十三年四月一日付で県の有形文化財に指定された。

翌乾隆二十二年四月十二日、絜賢と絜聰は冊封使救助の件で王府から掛物と上布を賞賜された。絜賢が掛け物一幅、上布一疋、絜聰は掛け物一幅、上布二疋であつた。その「覚」を左に記す。これは絜聰のものであるが本文は絜賢のものと全く同一である。

覚

一、掛け物一幅  
一、上布二疋

久米仲里間切地頭代　宇江城親雲上

右者冠船於久米島水船相成候時段々相勤其上御滯在中諸御用筋無間違相弁置候　右ニ付別紙惣人數一同ニ而御褒美可被仰付候得共座敷位迄頂戴仕事御座候間為褒美右通被成下度奉存候事  
以上

丑四月十二日

なお、五世繫卿もこの件に関する功績で三月に「座敷」に叙せられてい  
る。

いうまでもなく、冊封使をつつがなく迎えることは琉球王国にとって  
王一代の最大の事業であつたから、王の領内にあつて冊封使の船が難破  
し、冊封使の生命や勅書、賞物に万一の事があつた場合は、国家の一大  
事となるべきところであつた。したがつて、冠船の座礁に伴う冊封使一  
行救助の一件は、喜久村家親子にとつても天地を搖るがすような大事件  
であつた。この件に関する功績で繫聰と繫賢が王府から賞賜され、繫卿が  
「座敷」に叙せられたうえに、繫聰にいたつては冊封使から「福」字と  
扇子、牡丹絵を賞賜されたことは、同家にとつてこの上もない名誉であ  
つたと察知される。

そのことは喜久村家に伝わる「片目地頭代繫聰肖像画」（紙本着色）の  
贊によつても知ることができる（写真②）（注二）。この贊には、まず  
繫聰の略歴が書かれ、つぎに冊封使救助の件、および冊封使から「福」  
字や扇子二把、牡丹絵一幅を賞賜され、「福」字の扁額を造作した件が家  
譜とほとんど同一文で書かれている。これについて、（このような功績  
をあげたのもそのためであるが）日常の公事に至つても少しの遅滞もなく、  
また諸々の公用をうまく処理してきたのも「善を為す者には天は必ず  
福で以て報い、悪を為す者には天は必ず禍を以て之に報いる」という  
父祖の教えを遵守したためであるとしている。

その次の記述によれば、繫聰は乾隆二十四年、初めての家譜を編むた

めに上国し、首里に久しう滞在した。このとき自画像を描かせると同時  
に、後世に伝えるために父祖の言を記した。であるから自分の子孫とな  
る者は「この図を見るとときは常に淡然とし、忠孝の心を立て、肅然とし  
て礼讓の風を興し、皆吾が志を継ぎ、謹んで宗祖の遺教に遵い、能く國  
恩に報い、豈宗祖の功業を顯さざらんや」と結び、最後に漢詩一句を載せ  
ている。末尾には「乾隆二十四年己卯九月吉旦繫聰謹稿時年四十七歳」  
と記されている。



2. 片目地頭代繫聰肖像画(喜久村梨輝氏蔵)

この贊によつて、繫聰が自らの履歴と冊封使救助の件をいかに自負していたかがわかる。この間のいきさつからして、「乾隆二十二年丁丑押領之上布公孫氏」と記された紅型幕は、繫聰が、乾隆二十四年に家譜編集のため上國した際、押領した「上布」一疋を首里で染めさせたと見ることができる。時あたかも王府から久米島の役人に家譜を持つことが許され、喜久村家も「公孫氏」という氏姓を頂戴し、名実ともに士族に列したときのことであつた。

#### 周煌著『琉球国志略』その他の文献より

それでは、この幕が染められたと見られる乾隆二十四年（一七五九年）前後の文献には紅型はどのように記述されているのであるか。さいわい冊封副使周煌が著した『琉球国志略』（一七五六六年）には関係する文章が見える。まず卷四（下）風俗の項には

亦有素質染繪成文者。  
とあり、物産の項に

亦有用五色染成者、皆以自服、若餽遺交易、概用本色。

と記されている。すなわち白絹に文様を染める者がいる。また五色を用いて生地を染める者がいて、皆自ら着用している。そして贈り物や交易（商完）にはおおむね「本色」を用いている。「本色」とは染色をしていない地色のままの生地をいう。

現在の感覚でいえば、五色を用いて染めた製品を贈り物や商品とし、染色をしていない地色のままの生地を自ら着用しそうなものである。しか

し、同書の「舍宇」の項ではときたま市に芭蕉布や綿布が出るが、粗悪でしかも値段も安くないとあるように、商品生産の発達していない時代には職人は注文品や自家用に力を入れたのである。そのことは「ソーベー」（商売）という方言が、粗悪なものを指す言葉であることからも理解できる。一六八三年、すなわち周煌より三十八年前に冊封使として来琉した汪楫の『使琉球雜錄』は芭蕉布にふれて、染色した糸で織った布は民間の常服とし、地色のままの布を「唐人」に売る。また文様を入れる技能のある者は、自ら織つて己が服とし、商品とはしない、とある。

そうすると、一七六二年（乾隆二十七年）に土佐の学者戸部良熙が、土佐に漂着した琉球船の乗組員潮平親雲上から聞いて書いた『大島筆記』の次の記事は、どう理解すればよいのだろうか。

染工精巧なるは無よし、それゆゑ大かた島也、此度も風呂敷を見たるに、上布を紺地に染め梅の折枝に色取したる隨分古風なる染也。

「島」とは縞や絣のことをいう。また、織目の荒い麻布に地を紺地とし、松竹梅、菖蒲、牡丹などを筒描きで丸く輪に染めた風呂敷は、後世まで盛んにつくられていて、ここでいうのもこの紅型風呂敷のことである。筒描きの紅型は一般に風呂敷や幕など大きな作品に見られるが、喜久村家の幕に染められた波頭からして、この時代に紅型の風呂敷が染められたことは間違いない。

問題は「染工精巧なるは無よし」なる一文である。

知念家、城間家と並ぶ紅型二宗家として知られ、しかもこの二家の中ではもっとも古いとされる沢嶽家に伝わる褒状につきの一通がある。

其方事若年之頃より紺屋職相勤

上々様御召御用并御内原御用形付染物之類無間違相調且冠船御渡來之時躍方又者御細工能御前能

中城王子様御上國之節其外段々御用相弁（以下略）

乾隆四拾年乙未八月十六日

三司官

沢岐筑登之親雲上

この褒状にいう「冠船御渡來之時」とはすなわち冊封使全魁、副使周煌が来琉したときのことを指す。冊封使来朝にあたっては、宴を設けて歌舞音楽を披露するしきたりになっていたが、この褒状から、そのときの躍方の踊衣裳を沢岐筑登之親雲上が染めたこと、さらに彼はその以前から王族の紅型衣裳も染めていたことがわかるのである。周煌の『志略』典礼の項「中秋宴」の段には「伶童數十人、皆戚臣子弟、俊秀者習之、衣彩衣、著紅綾襪」とあるが、この伶童たちが着用した「彩衣」の少なくとも一部は、沢岐筑登之親雲上が染めた「形付」すなわち紅型の衣裳であつた。

潮平親雲上のいう「精巧なる」染物が何を基準としたかは明らかでないが、少なくとも華麗な紅型衣裳は王族、上流士族および「御冠船踊り」の衣裳に限られていたことは確かで、中・下流士族にまで行きわたつていたのは、簡描きの風呂敷や「精巧」ではない型染め程度であつたと思われる。

一般人民に至つては、「水色玉色」の「型付」すなわち紅型の足袋を履くことが許されたのが乾隆十五年、すなわち喜久村親子が王府から賞賜された年の七年前一七五〇年のことである。しかもそれは老人、病人に限られていた。そのことを『球陽』巻十四はつぎのように記している。

自昔、加籠足袋乃係爵位物件、而不許混用耳恩許、自今而後、不論都鄙老人、雖首里中、乗山加籠往還、且水色玉色彩付足袋、不論公私、亦得用之也。

織物の場合「玉色」とは「あさぎ」より濃く、「紺地」より浅い藍色で



3. 藍型幕（喜久村翠輝氏蔵）

あるが（註三）、ここでも同じ色のことをいつていて見られる。そうすると「水色玉彩色付」とは藍染めの形付、今でいう「藍型」であつたかと思われる。

尚穆に次いで王位に就いた尚溫の冊封副使李鼎元は一八〇〇年に来琉し、『使琉球記』を著した。その中で彼は紅型についてつぎのように記している。

国人善印花、花様不一、皆剪紙為範、加範於布、塗灰焉、灰乾去範、乃著色、乾而浣之、灰去而花出、愈浣愈鮮、衣幣而色不退、此必別有製法、秘語人、故東洋花布、特重於閩。

糊粉に糖を混ぜてつくった黃土色の糊を彼は灰（または石灰）と誤解しているが、それはともかく、他の冊封使が服装を見て、その印象を記したものと見られるのに対して、李鼎元は、明らかに紅型の染色工程を眼のあたりに見てこの一文を記述している。すなわち型を彫り、その型紙を生地に置いて糊置きし、型紙を去つて糊を乾かす。それから色を差し、乾かして水洗いし、糊を洗い去る。そうすると文様が水の中にくつきりと浮かびあがつてくる。

色差しや糊伏せの工程を見た者でなければ、水洗いの過程であざやかな文様が浮き出てくるときの驚きは知らないであろう。というのも色差し、糊伏せの段階では布面が汚れて見え、とてもあの色彩豊かな紅型を染めているとは思えないからである。李鼎元が紅型の工程を眼のあたりに見たと考えられるのは、工程の記述にほとんど誤りがないうえに、「愈々浣いて愈々鮮やか」というその印象が確かだからである。

## 結び

したがつて、「故に東洋の花布は特に閩に重んぜらる」という記述にも誤りはないだろう。そうすると、周煌来琉の時点では、すなわち絜聰が紅型幕を染めさせたと見られる時期には王族や舞踊の衣裳として、あるいは逃物、自服用として染められていた紅型も、四十年後には閩に紹介され、重宝されるまでになつていたことになる。

冊封使救助の経緯や、喜久村絜聰が自画像を描かせたいきさつ、およびこの時に士族に列し、「氏姓」を持つことになつたことからして、「乾隆二十二年」の銘入り幕が染められたのは、乾隆二十四年（一七五九年）であつたとみることができるだろう。この頃型染め（「形付」）および筒描きがともに行われていたことは、沢祇筑登之親雲上の褒状と『大島筆記』によつて知ることができるが、この紅型幕はそのことを確証する資料になると思われる。

紅型は、型紙と糊を用いて生地に文様を置く型染めと、糊の入つた筒から糊を絞り出しながら生地に文様を描く筒描きに分けられ、また彩色の違いから多色染めの（狭義の）「紅型」ともつぱら藍で染め、部分的に墨を使うだけの「藍型」に分かれている。この幕は全体としてみれば「型染め」と「筒描き」による「紅型」の幕であるが、波頭にはすでに述べたように「水色バナドウイ」と呼ばれる藍型の技法が施されている。また乾隆十五年（一七五〇年）に老人、病人に限つて「水色玉彩色付」の足袋を許したとする『球陽』の記事もあることから、この時代にはす

でに藍型も行われていたと見ることができる。そうすると紅型を特徴づける「型染め」、「筒描き」、色染めの「紅型」、「藍型」の四種はすでにこの時代にできあがつていたことになる。

ちなみに喜久村家には筒描きによる藍型の幕が残されている(写真③)。これは鶴が三羽になつていてことと向きが違うことを除けば、銘入りの幕と文様構成はほとんど同じと見てよい。確証はできないが、この藍型幕は銘入り幕とほぼ同時期につくられたものと思われる。

四種の特質が表わされているばかりではなく、文様の配置の仕方、配色法も後世の紅型幕とほとんどかわらない。上段の二本の「ノシ」は現行のそれと同様であり、鶴の配置と向き、波頭の高低には規則性がある。

鶴の彫り方、表情、隈どりの仕方も後世のそれと違わない。いつてみればこの幕は、巧拙の差はあるにしても形の上では後世の紅型とほとんど違わない作品になつていているのである。

この幕の用途についてもふれておかねばならない。喜久村翠輝氏は、この幕は「マーク」と呼ばれ、葬儀の際死者を寝かせた部屋を囲むのに用いたという。戦後も一時使用したといい、近隣からも借りに来たとのことである。

この種の幕を城間家紅型を伝承する城間栄喜氏は「ウリー・マーク」と呼んでいる。氏によれば、この種の幕は通常村の所有で、紺地に染め、村名を丸の中に入れたものが一般的であつたが、なかにはそれ以外に幕の上段に二本の「ノシ」を入れたり、蓮華の花を染めたものもあつた。しかし、喜久村家の幕のように葬儀に用いる幕に鶴と波が染められてい

るのを見たのは初めてであるとのことであった。そもそも葬儀用の幕に鶴を入れたり、幕を色入りの紅型にすること自体がおかしい、といわれた。たしかに、鶴は亀や松竹梅とともに文様としてしばしば紅型にとり入れられている。祝儀に用いられる紅型風呂敷の中央にも、亀とともに型染めで入れられることがよくある。村の豊年祭に使用される紅型舞台幕も、たいていは鶴亀松竹梅になつてている。

一方、村の豊年祭に使用される幕はすべて色入りの紅型であった。また藍型の風呂敷は祝儀に用いられることはなく、先祖祭や拝所巡りなどに使われた。それからするとたしかに、葬儀用の幕に鶴が入つていて、色入りの紅型になつてているのはおかしい。

しかし、筆者は沖永良部島で、葬儀に使われる幕が筒描きの色入り紅型になつているのを見たことがある。一点は松竹に鶴亀が入り、他の一点はこれにさらに蓮華が加わっていた。また、石川市には芭蕉布に藍型を染めた「ウリー・マーク」がある。これは型染めになつていて、地を菱繋ぎとし、随所に丸輪を配して中に菊を入れた文様になつてている。もちろん菊も吉祥文と見るべきものである。

これらの例からすれば、久米島の幕に鶴が入つてもおかしくはないが、他の例も含めていつたいどのような理由から、葬儀に用いられた古い幕に色入りの紅型が見られ、吉祥文が入つているのかという疑問は解けない。喜久村家の場合はしかし色入りの紅型幕と同時に、似た文様の藍型の幕もある。さらに、紅型幕は翠聯が作らせた当初から葬儀に用いるためのものであつたのかどうか。当時の人々の来世觀とも関係する

のであろうか。今後の解明を待つほかない。

ところで、この幕には「上布」と記されていて、家譜にも「上布」を押領したことになっている。しかし、糸が太いえに生地は織目が荒く、現在「宮古上布」「八重山上布」などと呼びならわされている織目が細かくて、薄い上布ではけつしてない。現在でも八重山地方で見ることのできる松竹梅鶴龜を代表的な文様とする簡描きの舞台幕の生地と何ら変わらないのである。

王府から「上布」を押領したとする記事はしばしば家譜に表れるが、この幕で見る限りそれは衣料に用いられる生地ではない。現在「上布」と呼ばれているのは、古文献に頻出する「細上布」で、当時はこの幕の生地の類を「上布」と呼んでいたことをこの幕によつて知ることができる。

一七五九年（乾隆二十四年）に染められたと思われる喜久村家の紅型幕に、後世の紅型の持つ特徴がすべて表れているとすると、紅型の歴史や技法の研究、日本・中国など周辺地域の染色との比較研究の間口・奥行はかなりのびることになるだろう。同時に、緻密な資料の調査、収集が必要になつてくるであろう。紅型を含む工芸の研究には、作品の比較研究が不可欠だが、同時に、付隨する文献がなければ仮説、推測の域を出ることができないこと、そして逆にいくら文献を探り、それを読みこなしたにしても作品そのものがなければ、研究は焦点が定まらないものになつてしまふことを喜久村家の幕は教えてくれる。

この原稿をまとめにあたつて、前もつて連絡もせずに訪問したにもかかわらず、快く調査、撮影に応じてくださった喜久村繁輝氏御夫妻、

数々の御教示をいただいた城間栄喜氏御夫妻、文献の読み方について御教示いただいた糸数兼治氏、嘉手納宗徳氏、家譜の閲覧を許していただいた那覇市史編集室、そして資料、情報、写真を提供していただいた教育文化課の上江洲敏夫専門員、博物館の宮城篤正、上江洲均両学芸員に心から謝意を表したい。

## 註

〔一〕拙稿「藍型（イユーガタ）の技法——城間栄喜氏からの聞書をもとにして——」（『沖縄県立博物館紀要』第三号、昭和五十二年三月）。

## 〔二〕（贊）

予自幼時能遵父祖之教入則尽孝出則尽弟少無怠慢因此貴賤

愛予猶如親生兄弟年至十七歲初為若文子至二十歲為島文子至二十一歲為儀間捷至二十七歲為大捷至二十八歲為首里大屋子至三十歲嘉手苅夫地頭職至三十一歲為地頭代授宇江城地頭職各雖歷勤其職諸務無碍各弁公用少無欠歟於是年至

三十七歲

聖上嘉臣有功不論位階賞賜座敷併為地頭代定役乾隆三十一年丙子六月吾在地頭代職之時

冊封宝船風因不順在真謝泊候風之時不擬驟遇大風衝礁打破既當此時急令百姓恭接 天使兩位及跟從水梢等離船登岸一命不損併御勅書賞物等項無些遺失且 天使在本島之時一日為遊觀枉賀敝屋而因吾興男子吾即率兩男叩首拜見隨即設造

球宴奉進 天使天使贊美而嗜至晚還駕後至三日又因召我即到駢樓叩首拜見時自 正使賞賜福字一張扇子兩把自 副使賞賜牡丹繪一幅寶藏二個於是奏 上司蒙以 天使所賜之福字造作扁額奉掛吾家等由因此謹作扁額掛于吾家永為家寶

況至公事少無遲滯各弁公用所以然者此吾所遵父祖之教故也 故曰為善者天必報之以福為惡者天必報之以禍矣予乾隆己卯始為編家譜之事上國久在首里特亦有志画吾形像且記父祖々言以伝後世嗚呼為後子孫者常視斯圖淡然立忠孝之心肅然興禮讓之風皆繼吾志謹遵宗祖遺教能報 國恩豈不顯宗祖功業哉

詩曰

鑿壁匡衡者伝史 子孫常是可心量 潛心攻効才左秀  
立志琢磨學正剛 無功胡能開卒業 無功何以顯宗光  
汝觀此圖隨斯言 謹守一身得口祥

乾隆二十四年己卯九月吉旦絜聰謹稿時四十七歲

(3)田中俊雄・玲子『沖縄織物の研究』(昭和五十一年)